

遠野市では、年間の介護保険料ができるだけ均等になるように「**介護保険料特別徴収（年金天引き）額の平準化**」を行っています。

平準化とは？

年金天引きで介護保険料を納めていただく**特別徴収**は、4月・6月・8月の前半3回、10月・12月・2月の後半3回、合せて年6回の納付となります。このうち前半3回の保険料額は、決定根拠となる課税内容の確定前であるため、仮に前年度最後の保険料（2月）と同額としています。（**仮徴収**）

このとき、前半3回の額と、課税内容確定後の後半3回（**本徴収**）の額に、大きく差が出てしまう方がいます。こういった事態を解消して、保険料額が年間を通じて出来るだけ均等な額となるように調整する処理を**平準化**といいます。

「仮徴収」・「本徴収」とは？

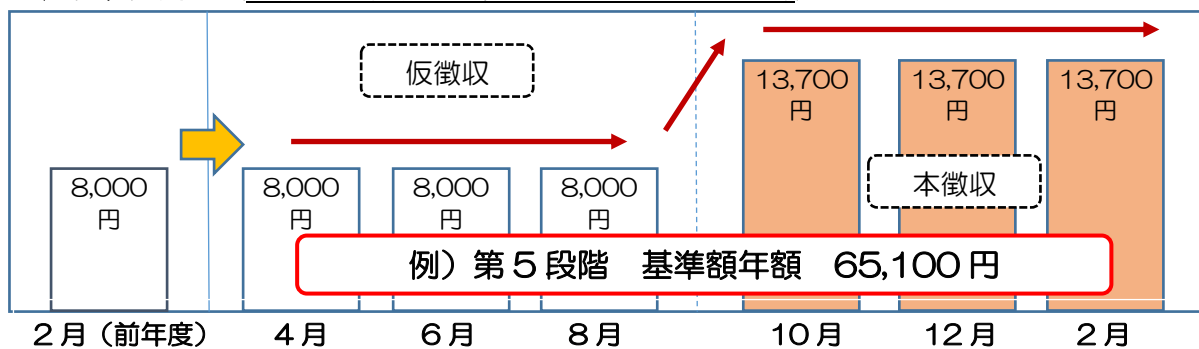
仮徴収			本徴収		
4月（※）	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料で納めていただきます。 （※）4月分は前年度最後の保険料（2月）と同額となります。			確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。		

介護保険料特別徴収額（仮徴収）の変更について

遠野市では、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等（平準化）になるように、6月と8月の徴収額を変更しています。平準化の対象となる方については、「介護保険料特別徴収額（仮徴収）変更通知書」により、徴収額が変更になる旨をお知らせしています。

【※下記の平準化の例は所得段階の変更がなく、基準額から新基準額となった方の場合です。】

◇平準化前（仮徴収と本徴収の額に大きな差があります。）



◇平準化後（10月以降の保険料を6月・8月に分配し、年間を通して均等にする。）

